

教団被害救済

自公国案では不十分だ

解散命令を請求された宗教

法人の資産が散逸するのをどう防ぐか。命令が出た時には高額献金などの被害救済に充てる原資がなくなっている恐れもある。現行法で対処できない奥深き問題であり、実効性のある新法が急がれる。

世界平和統一家庭連合（旧統一教会）の被害者救済をめざす与野党の議員立法案が、それぞれ国会に提出された。

一つは、自民党と公明党の原案に国民民主党が加わった法案。もう一つは、先に独自案を出した立憲民主党と日本維新の会が一本化した法案だ。与野党の事前協議が実現しなかった結果である。

自公国案は、焦点の財産保全に踏み込まなかった。解散請求された宗教法人に不動産処分前の政府への通知を義務づけ、財産目録の提出回数を増やす。違反すれば過料を科すにせよ、財産状況の把握に

ところある内容だ。

その上で、被害者が民事訴訟や債権の保全手続きをする費用を援助するというが、つまりは被害回復を個々の自助努力に委ねるというわけだ。

包括的な財産保全なくして現実的な被害回復は望み難く、被害者側から落胆や批判の声があがるのは無理もない。

なぜ保全措置を避けるのか。むろん、財産権や信教の自由を不当に侵害しないか、憲法上の論点を精査することは必要だ。しかし手を打たなければ、補償への備えの必要性を自ら認める一方で保全措置には反発する、教団の主張を容認するに等しい。

現に会社法には、解散請求がなされた会社法人に裁判所が「財産管理命令」を出し、その監督下で資産を保全する規定がある。立憲と維新の法案はこれを利用するものだ。

解散請求手続きと同様、問題

ないかを司法が審査・判断する仕組みになっている。

解散請求がなされるほど悪質な行為が問われる宗教法人にのみ対象を限り、やむえない範囲で一定の制約を課す。その措置は信者らの信仰に直接介入するものではないと説明され、立案を補佐した衆院法制局長も憲法に適合するとの見解を示している。

自民は教団側と選挙支援などで長年関係を保ちながら、徹底した党内調査すらしない。宗教法人・創価学会が支持母体の公明は財産保全に関する慎重論が根強い。岸田首相は先月の国会答弁で「(与党の)議論の結果をぜひ注視して頂きたい」と述べたが、これでは肩すかしだ。

与野党はそれぞれの案について、きょうから衆院で審議に入る。名実ともに「被害者救済法」と呼ぶに値する立法